

グリーン調達基準

YM-E3002

山下マテリアル株式会社

サーキテックカンパニー

制定 2016年12月26日

版数 初版

はじめに

地球温暖化をはじめとする環境問題が年々深刻化する一方です。その為、各お得意先様からの、製品に係わる環境負荷低減のため、部材、電子部材、薬剤、副資材(包装材含む)等の選定及び取組みが必要になっています。本基準は、山下マテリアル株式会社が部材、電子部材、薬剤、副資材(包装材含む)等の調達を推進する為、その指針を明確にした上で、お取引先様へ山下マテリアル株式会社のグリーン調達活動へのご理解とのご協力をお願いするものであります。

山下マテリアル株式会社
作成 環境委員会 ISO 事務局

目次

1. 山下マテリアル株式会社の環境基本方針
 2. 山下マテリアル株式会社グリーン調達基準
 - 2-1. 目的
 - 2-2. 適用範囲
 - 2-3. グリーン調達の考え方
 - 2-4. 取引先様の環境への取組み状況に関する事項
 3. 製品含有化学物質調査
 - 3-1. 目的
 - 3-2. 調査の適用範囲
 - 3-3. 保証について
 - 3-4. その他要求
 - 3-5. 用語の定義
 4. 変更管理について
 5. 改訂履歴
- * 回答様式
- ・ 環境管理取組評価シート 様式-1
 - ・ 含有禁止化学物質の不使用証明書 様式-2
 - ・ RoHS含有禁止化学物質の不使用証明書 様式-3

- ・ 化学物質管理宣言書(JGPSSI 書式) 様式-4
- ・ 欧州化学物質庁公表のリーチ規制高懸念物質(SVHC)の含有調査表 様式-5
- ・ REACH 規則の高懸念物質の不使用証明書 様式-6
- ・ RoHS 指令 適合証明書 様式-7

1. 山下マテリアルの環境基本方針

山下マテリアル株式会社では、環境理念に基づいた環境方針を定め、全社をあげて環境保全に取り組んでいます。

山下マテリアル株式会社 環境方針

環境理念

山下マテリアルは、
地球環境の保全が最重点課題であることを認識し、
社是「信」に基づいて、
企業活動のあらゆる面で、環境保全に配慮し、自然の営みを尊重し、
全従業員で豊かな社会づくりを実行する。

環境方針

- 1) 当社の事業領域における環境負荷を、出来る限り少なくする。
- 2) 環境目標を年度ごとに設定し、その実現を図る。
- 3) 環境マネジメントシステムの活動を通して、汚染の予防、持続可能な資源の利用を推進し、気候変動の緩和に取り組む。
- 4) 当社の環境側面、適用可能な法的要求事項及び同意する顧客要求事項を順守する。
- 5) 環境パフォーマンスを向上する為に、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。

2. 山下マテリアル株式会社グリーン調達基準

2-1. 目的

山下マテリアル株式会社が環境に適合した製品を提供する為、それに使用する部材、電子部材、薬剤、副資材(包装材含む)等について、環境に与える影響が少ないもしくは、環境に与える影響の無い資材調達の取組みを推進します。

本基準は、グリーン調達に関する山下マテリアル株式会社の基本的な考え方を示します。又、得意先のグリーン調達の要求事項も一部反映しています。

2-2. 適用範囲

本基準書は、山下マテリアル株式会社が調達する資材について適用します。本基準は、今後の法規制の改正や社会情勢の変化及び、当社の得意先要求に応じて改訂することがあります。

2-3. グリーン調達の考え方

山下マテリアル株式会社では、当社のお取引先様からの調達資材に対して、従来からの品質、納期、価格に環境要素を加え、以下の要件での評価に基づいて、より環境負荷の低い資材(納入品)を優先調達します。

- (1)取引先様の要件:法規制を順守し、本基準書に沿った環境保全活動を実施している事。
- (2)納入品の要件:含有禁止化学物質を含まず、環境負荷低減を考慮している事。

2-4. 取引先様の環境への取組み状況に関する事項

(1)環境管理システムの構築、運用への対応

納入品を製造・販売しているサイト(会社や工場等)において、環境管理システムが構築され、適切に運用されている事が必要です。(未構築の場合は、構築予定が明確である事が望ましい)

- ①環境管理システムは、ISO14001への適合を推奨します。
- ②取引先様や自治体等の推奨する独自の環境管理システムを構築されている場合は以下の項目を満足している事を原則とします。
 - 1. 経営者が何らかの形で環境管理活動に取り組むことを宣言し、従業員に伝達している事。
 - 2. 環境関連の法規制を順守している事。
 - 3. 事業活動による環境への影響項目および度合いを把握し、その結果から改善活動目標を設定している事。
- ③環境管理担当者を明確にし、環境改善目標達成の為の計画を文書化し、実行している事。
- ④改善活動に必要な教育、緊急事態発生時の対応訓練を実施している事。

については、貴社の環境に関する取組み状況等について把握する為、購買部門等から依頼があった場合は<環境管理取組評価シート>様式—1にて、回答をお願いします。(原則、取引開始時に依頼します)

(2) 製造工程で使用する環境化学物質への対応

調査対象物質が製造工程で使用されている場合は、以下の管理要件を満たす必要があります。

- ① 使用量と排出量及び含有量の把握、使用量の削減または抑制、法規制を順守した取り扱いが行われている事。
- ② 含有禁止化学物質に関しては、禁止化学物質が当社納入品に混入する可能性がある工程(納品迄のプロセスを含む)を把握して混入の無い様対策を行っている事。

(3) 製品アセスメントへの対応

貴社の設計段階において、製品アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めている事。

(4) 使用済み製品、包装・梱包材の回収・リサイクルへの対応

使用済み製品や、包装・梱包材について回収・リサイクルに取り組んでいる事。

(5) オゾン層保護、地球温暖化防止への対応

モントリオール議定書で規制されているオゾン層破壊物質の全廃化や、省エネルギー活動の推進、温暖化物質の使用削減など地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事。

3. 製品含有化学物質調査

3-1. 目的

山下マテリアル株式会社の納入品に、化学物質の含有を禁止する禁止物質(レベルR)が含まれていない事、又法規制対象物質、及び含有管理物質、(レベルA, B)や当社の得意先要求管理物質(レベルC)とそれに含まれる不純物(副生成物)としての含有量等を明確にし、確認する事を目的とします。

3-2. 調査の適用範囲

山下マテリアル株式会社へ納品する全ての部材、電子部材、薬剤、副資材(包装材含む)等を対象とします。

又、得意先要求により禁止化学物質だけでなく、管理化学物質の調査も対象となります。

(1) 部品・薬剤等への適用

・対象例

- ① 2次加工品(部分加工の外製品、半製品)
- ② 完成品(外製品)
- ③ 部品(原材料)
- ④ 材料(原材料)
- ⑤ 薬剤(原材料)

(2) 消耗品、包装材としての副資材、治工具、工具類への適用

製造工程内において、製品に接触し、付着する可能性のある消耗品類・治工具類・工具類及び製品に使用される包装材を含みます。

(3) 設備への適用

(4) 上記の(1)(2)(3)に該当しないその他の購買品等については、双方で個別打合せとします。

3-3. 保証について

山下マテリアル株式会社への納入品について、本基準を満足している事を、保証して頂きます。
化学物質の調査における回答は、弊社の各様式又は、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の書式(AIS、SDS)、貴社等の書式、当社の得意先指定書式等の書式を併用します。

(1) 含有禁止化学物質に関する不使用の保証として提出する書類

- ・含有禁止化学物質の不使用証明書 様式-2
 - ・RoHS含有禁止化学物質の不使用証明書 様式-3 又はICP分析データ
- 但し、化学物質審査規制法(化審法)により禁止されている化学物質が不純物として含有している場合は、別途含有量の分析データを提出してください。

(2) REACH 規則の高懸念物質の含有調査の回答として提出する書類

REACH 規則の高懸念物質(SVHC)に対する調査依頼の回答は、付表1を確認の上、回答を様式-5に記入して提出してください。なお、REACH 規則の改訂により、新たに情報伝達が必要な高懸念物質については、付表1に追加していきますが、本基準の改訂を待たずに調査をお願いするケースがあります。

また、指定の高懸念化学物質を使用していないか含有していない事が明確ではあるが、様式-5にて開示できない場合の対応として、〈REACH規則の高懸念物質の不使用証明書〉様式-6 で提出をお願いする事が有ります。

(3) 自己適合宣言書の提出

この宣言は、当社の得意先より各仕入先に対して提出を要求された場合に使用します。
化学物質管理宣言書 様式-4

(4) 貴社から見てのお取引先様(仕入先を指します)への対応

山下マテリアル株式会社へ納入される製品は、本基準を満足する事を、貴社に保証して頂きます。
従って、貴社のお取引先様(仕入先を指します)に対しても本基準を満足するように要請をお願いします。

(5) 協議団体等の指定書式での回答

- ① JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の、指定書式(AIS、SDS)での回答をお願いする事が有ります。
- ② JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)の指定書式(JIG-101)での回答をお願いする事が有ります。
- ③ JAMA(日本自動車工業会)による、指定書式で(JAMA/JAPIA)の回答をお願いする事が有ります。
JAMA/JAPIA 統一データシートとは、JAMA(日本自動車工業会)、JAPIA(日本自動車部品工業会)の合意のもとに標準化された成分調査データシートです。

(6) 不適合品について

調査結果において、本基準を満足できない不適合品(含有化学物質)が検出された場合は、速やかにご報告ください。

3-4. その他の要求

(1) 分析結果

- ① 分析方法は、ICP分析等のRoHS規制に指定された方法、または当社の得意先の指定分析方法等による結果を、証明書としてご提供ください。

尚、得意先の要求により、分析機関は ISO/IEC17025の認定が必要、且つ英文での提出をお願いする場合があります。(ISO/IEC17025は、分析を行う試験所における、分析結果の信頼性を保証する国際規格です)

カドミウム、鉛、六価クロム、水銀の重金属の分析方法は以下3種類を原則とします。

- ・誘導結合・プラズマ発光分析法 (ICP-AES, ICP-OES)
- ・原子吸光分析法 (AAS)
- ・誘導・プラズマ質量分析法 (ICP-MS)

- ② 分析結果証明書の有効期間は、1年間とします。

(2) その他の情報

① SDSの最新版の提供

納入品については、原材料、薬剤、副資材等に係わらず、要望がある時はSDSの最新版をご提供ください。又、法令等により改訂が行われた場合は、当社の購買担当へ提供をお願いします。又、得意先の要求状況により、英文での提出をお願いする場合があります。

・SDSの記載書式は、原則GHSに対応した書式でお願いします。又、改正労働安全衛生法における厚生労働省の指導により、2011年度からJISZ7250(2005)準拠の書式で提出となりました。

② 貴社納入品の情報提供

納入品を構成する原材料(化学物質)等以外のSDS、指定物質の不含有(不使用)証明書等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

③ 包装材料に対する分析データの提供

包装材料に対する化学物質の含有に対して、欧州指令 94/62/EEC に基づく欧州各国の法規、米国包装材重金属規制:州法18州採用及び、RoHS規制の化学物質について規制が適用されています。よって、該当する包装材料に対しても、SDS及びICP分析法等による分析結果の要求時には提出をお願いします。

尚、規制物質は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4物質で、含有量の規制値は、購入資材の主要部材当たり上記の4物質の総量が0.01wt%以下となります。

塗料、インキが包装材料で使用される場合は、カドミウム5ppm、鉛100ppm未満でかつ上記条件を満たす事。

3-5. 用語の定義

(1) 環境化学物質 表1~4

環境化学物質とは納入品に含有している場合、著しい環境影響を持つと判断した化学物質を示し表1~4に分類します。

① 表1 レベルR RoHS規制6物質群

納入品への含有を禁止する化学物質で、RoHS規制に該当する6物質とします。

② 表2 レベルA JIG-101Ed4. 1を例示しています。

基準1-R（法規制対象物質）

使用の禁止、使用の制限、報告義務、またはその他の規制効果（例 表示等）のいずれかを定めた現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質の規制要件が現在有効であるか、または将来的な発効日が特定されている場合の化学物質です。

基準2-A（評価用のみ）

現行法の規制を受ける見込みがある化学物質で、当該化学物質特定の規制要件の発行日が不確定である場合の化学物質です。

基準3-I（情報提供のみ）

規制されていない化学物質ですが、電気電子製品における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合の化学物質。報告は、広く採用された業界の環境関連合意または業界標準に関する企業の評価を容易にするために利用されます。

③ 表3 レベルB 含有管理物質

納入品への含有を禁止する化学物質ではないが、含有情報把握の必要が高いと判断した化学物質です。

* 必要に応じ含有について報告書の提出を頂く場合があります。

④ 表4 レベルC 得意先要求管理物質

当社得意先により含有禁止又は納入品への含有情報把握の必要性があると判断した化学物質を示します。

* 必要に応じ含有について報告書の提出を頂く場合があります。

*** あらたに禁止化学物質が確認された場合及び、当社得意先から指定された物質を別途必要により追加する場合があります。**

表1 レベルR RoHS 規制 6物質群

JIG 基準	材料／化学物質群	閾値
R	カドミウム／カドミウム化合物	75ppm 又は意図的添加
R	六価クロム／六価クロム化合物	1000ppm 又は意図的添加
R	鉛／鉛化合物	1000ppm 又は意図的添加
		300ppm(塩化ビニルケーブルのみ)
R	水銀／水銀化合物	1000ppm 又は意図的添加
R	ポリ臭化ジフェニル類(PBB類)	1000ppm 又は意図的添加
R	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm 又は意図的添加

表2 レベルA JIG 第4.1版

1-R 例示物質

JIG 基準	材料/化学物質群	閾値
R	アスベスト類	意図的添加
R	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	30ppm(仕上り織物/皮革製品中)
R	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数 7 を主成分とする炭素数 6~8 の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	1000ppm(製品中)
R	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数 7~11 の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	1000ppm(製品中)
R	ビス(2-メキシエチル)エーテル	1000ppm(製品中)
R	フタル酸ビス(2-メキシエチル)	1000ppm(製品中)
R	ホウ酸	1000ppm(製品中)
R	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm(均質材料中)
		10ppm(電池中)
R	六価クロム化合物	1000ppm(均質材料中)
R	塩化コバルト(CoCl2)	1000ppm(製品中)
R	五酸化ニヒ素	1000ppm(製品中)
R	三酸化ニヒ素	1000ppm(製品中)
R	ジブチルスズ化合物(DBT)	1000ppm(スズ元素として、材料中)
R	ジオクチルスズ化合物(DOT)	1000ppm(スズ元素として、材料中)
R	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	1000ppm(製品中)
R	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	1000ppm(製品中)
R	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	0.1ppm(材料中)
R	四ホウ酸二ナトリウム無水物	1000ppm(製品中)
R	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	意図的添加
R	ホルムアルデヒド	意図的添加
		75ppm(織物製品中)
R	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	1000ppm(製品中)
R	鉛/鉛化合物	1000ppm(均質材料中)*以下以外のすべて
		100ppm(主として12歳以下の子供用製品中)
		90ppm(玩具及び子供向け製品の表面塗装中)
		300ppm(熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコードの表層被覆中)
		40ppm(電池中)
R	クロム酸塩	1000ppm(製品中)

R	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド 104)	1000ppm(製品中)
R	C.I. ピグメントイエロー34	1000ppm(製品中)
R	水銀/水銀化合物	1000ppm(意図的添加または均質材料中)
		1ppm (意図的添加または電池中)
R	ニッケル	意図的添加 * 長時間皮膚に接する場合は全て
R	オゾン層破壊物質	意図的添加
R	クロム酸八水酸化五亜鉛	1000ppm(製品中)
R	過塩素酸塩	0.006ppm(製品中)
R	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	1000ppm(意図的添加または材料中)
R	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加
R	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm(製品中)
R	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm(製品中)
R	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm(製品中)
R	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm(製品中)
R	フタル酸エステル類 グループ1(BBP, DBP, DEHP)	1000ppm(可塑化した材料中)
R	フタル酸エステル類 グループ2(DIDP, DINP, DNOP)	1000ppm(可塑化した材料中)
R	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	1000ppm (均質材料中)
R	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1000ppm(意図的添加または均質材料中)
R	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	意図的添加
R	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	50ppm(材料中)
R	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子が3個以上)	意図的添加
R	ヒドロキシオクタオキシニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム	1000ppm(製品中)
R	放射性物質	意図的添加
R	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	1000ppm(製品中)
R	ジルコニアアルミノ珪酸塩、対火セラミック繊維	1000ppm(製品中)
R	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10-13)	1000ppm(製品中)
R	クロム酸ストロンチウム	1000ppm(製品中)
R	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	1000ppm(製品中)
R	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	1000ppm(製品中)
R	三置換有機スズ化合物	1000ppm(意図的添加またはスズ元素として、材料中)
R	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	1000ppm(意図的添加または製品中)
R	リン酸トリス (2-クロロエチル)(TCEP)	1000ppm(製品中)

2-A 例示物質

A	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名 C.I.ペイシックバイオレット 3)	1000ppm(製品中)
---	--	--------------

3-I 例示物質

I	酸化ベリリウム(BeO)	1000ppm(製品中)
I	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	1000ppm(プラスチック材料の臭素の含有合計) 900ppm(積層板の臭素の含有合計)
I	塩素系難燃剤	1000ppm(プラスチック材料の塩素の含有合計) 900ppm(積層板の塩素の含有合計)
I	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	1000ppm(プラスチック材料の臭素の含有合計)

表3 レベルB 含有管理物質

JIG 基準	材料/化学物質群	閾値
-	アンチモン/アンチモン化合物	1000ppm
-	ヒ素/ヒ素化合物	1000ppm
-	ベリリウム/ベリリウム化合物	1000ppm
-	ビスマス/ビスマス化合物	1000ppm
-	セレン/セレン化合物	1000ppm
-	マグネシウム	-
-	銅	-
-	金	-
-	パラジウム	-
-	銀	-

表4 レベルC 得意先要求管理物質

JIG 基準	材料/化学物質群	閾値
-	クロム化合物(六価クロム外)	-
-	コバルト及びその化合物	-
-	テルル及びその化合物	-
-	タリウム及びその化合物	-
-	シアン化合物	-
-	マイレックス(パークロロエチレン)	-
-	ホウ素及びその化合物	-

⑤REACH規則の化学物質（付表1）

欧州化学物質庁により高懸念物質として登録候補となった化学物質を示します。

付表1以外に高懸念物質が確認されて追加される場合は、得意先から指定された物質を別途必要により追加する場合があります。

※SVHCは、高懸念物質のEUでの英語の略称名です。

(2)用途（調査表等の記載事項）

環境に関わる含有禁止化学物質の調査表等で記載されている用途とは、化学物質がどのような事に使用されているかをいいます。（JGPSSI/JIGの基準又は、得意先指定による）

禁止の有無、閾値、用途ごとの定めについては、参考として JGPSSI/JIG の製品含有物質調査・回答マニュアルにあります。原則、用途ごとの閾値は、当社の得意先の閾値を優先とします。

事例 環境負荷物質調査表（得意先の指定書式の参考例）

	図番	品名	部品質量	含有部位	含有目的	含有用途	化学物質調査
○×会社	AB-1	レジスト	1mg	基板表面	酸化防止	銅箔の防錆	Cd

(3)含有

納入品中に、成分・内容物として化学物質が含まれることをいい、下記①、②に分類します。

① 意図的添加

納入品中に、ある目的のために特定の化学物質を故意に含有させることを示します。

② 不純物（副生成物含む）

天然素材中に含有され、工業用材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいいます。

③ 含有量の算出

含有量は、理論値、計算値、設計値、実測値とします。含有量に幅がある場合は、原則最大値でご回答ください。

含有量の単位は、原則 mg又はppmにて記載願います。

(4)含有禁止

納入品への含有を禁止する事をいいます。

不純物としての含有も含め使用していない事の確認が必要です。

含有量（閾値）により除外の化学物質があります。

(5)適用除外

特定の用途に限って、納入品への含有を禁止しない事をいいます。（基本的には、当社の得意先の指定用途とします）但し、含有している事の調査と含有量の確認報告は必要です。

(6)閾値^{しきい値}（閾値レベル）

納入品の各部位、又は材料に含まれる禁止化学物質、許容範囲、許容濃度をいいます。

(7)部位（製品の使用場所）

それ以上分離出来ない、均質な部分をいいます。

(8)均質物質

「均質物質」とは、異なる材料へ機械的に解体できない素材を意味します。

例として、セラミック、ガラス、プラスチック、金属、めっき(但し、各層を1部位とします)、紙、樹脂等です。尚、機械的に解体という意味は、例えばネジ外し分解、切断、粉碎、および研磨等により機械的な操作により素材に分離できる事を意味します。

4. 変更管理について

(1)4M(製造拠点、製造方法、設備、材料等)変更がある場合は、事前に申請書を提出して下さい。

含有化学物質に関する変更は材料の変更に含まれます。

(2)含有禁止化学物質について変更がある場合は、事前に速やかに報告をして下さい。

- ・対象の含有禁止化学物質を納入品に含有することとなった場合
- ・新たに含有が判明した場合
- ・製造工程で、含有禁止化学物質を使用するようになった場合
- ・重金属類の含有濃度が包装・梱包材料で定められている基準を越えることとなった場合

(3)環境管理取組評価シート(様式—1)等の環境活動に関する内容に変更がある場合、自主的に報告をして下さい。

- ・環境管理システムに関する認証等を変更する場合

5. 改訂履歴

1. 制定 初版 2016年12月26日

作成 川村 承認 藤谷

作成日: 年 月 日

環境管理取組評価シート

会社名: _____
 所在地: _____
 代表者名: _____ 印
(または責任者名)
 ご回答の窓口 部署名: _____
 氏名: _____
 電話番号: _____

(1) 環境管理の取組み体制

(該当個所に○)

はい いいえ

①	ISO14001 を認証取得している。	認証取得日:		
		認証機関:		
	ISO14001 取得のため活動中である。	審査予定日:		
		認証機関:		
	その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステムを構築している。	登録日:		
		登録機関:		
	その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステム取得のため活動中である。	登録予定日:		
		登録機関:		

上記で認証取得済みの場合は、以下②の回答は不要。

また、現在、取得活動中であり予定日と機関が決定している場合も、以下②の回答は不要。

(該当個所に○)

はい いいえ

②	(a)	環境保全に関する企業理念、方針、自主基準、目標及び目標達成のための実行計画がある。		
	(b)	環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を実行計画に基づき実施している。		
	(c)	環境保全に関する法規制を順守している。		
	(d)	環境保全に関する取組みについて内部監査の手順があり実施している。		
	(e)	環境保全への取組みとしての手順があり運用、評価を行っている（エネルギー管理、廃棄物管理、化学物質管理、環境リスク管理、製品アセスメント、環境保全に関する教育、環境保全に関する緊急事態への対応）。		

(2) 製品アセスメントにおける環境保全への配慮

(該当個所に○)

はい いいえ

①	水、森林、金属など天然資源の節約を行っている。		
②	投入資源の削減を行っている。		
③	製造時における排出物削減及び廃棄物発生の最小化を図っている。		
④	製造時、輸送におけるエネルギー消費の最小化を図っている。		
⑤	輸送の効率化及び省資源化のために、包装材の削減を行っている。		
⑥	納入資材そのものの消費電力、待機電力等の削減を行っている。		
⑦	リサイクル性を配慮している（材料の識別、再生材の利用、部品の再利用）。		
⑧	製品に使用している原材料の環境化学物質（RoHS 規制）を把握している。		
⑨	製造工程における製品への汚染物質は把握している。		
⑩	梱包材料に対して製品への汚染物質は把握している。		

含有禁止化学物質の不含有証明書

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	印
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : _____

山下マテリアル(株)の納入品において、以下の含有禁止物質を含んでいない事を証明します。

禁止物質一覧

No	禁止物質名	分類	備考
1	カドミウム及びその化合物	R	
2	六価クロム化合物	R	
3	鉛及びその化合物	R	
4	水銀及びその化合物	R	
5	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	R	
6	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	R	
7	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	R	
8	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	R	
9	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	R	
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	R	
11	短鎖型塩化パラフィン	R	
12	アスベスト類	R	
13	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	R	
14	オゾン層破壊物質	R	
15	放射性物質	R	
16	PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)	R	塩を含む

RoHS含有禁止化学物質の不使用証明書

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	印
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : _____

山下マテリアル(株)の納入品において、RoHSが指定する以下の含有禁止6物質を含んでいない事を証明します。

禁止物質一覧

No	禁止物質名	分類	備考
1	カドミウム及びその化合物	R	
2	六価クロム化合物	R	
3	鉛及びその化合物	R	
4	水銀及びその化合物	R	
5	ポリ塩化ビフェニル類(PBB類)	R	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	R	

化学物質管理宣言書

弊社は、法規制及び得意先の要求事項を理解し、規制及び禁止化学物質の管理に努めることを以下に宣言します。

提出日	
貴社名	
宣言責任者役職	
宣言責任者氏名	印
担当者氏名	
連絡先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

1. 納入品(製品)に含まれる化学物質の管理において
 - (1) 化学物質審査法などで規制される化学物質の含有禁止を管理し、法規制を順守します。
 - (2) 得意先の要求する禁止化学物質を正しく管理し、確認した上で納入します。
 - (3) 資材調達では、得意先の要求する禁止化学物質を調達先に周知徹底します。
 - (4) 生産工程では、製品中に要求される禁止化学物質が含有しないように管理します。
 - (5) 製品中に要求される禁止化学物質が含有している事が判明した場合は、速やかに報告します。
2. 製品の製造プロセスの化学物質の管理において
 - (1) オゾン層保護法などの法規制を順守します。
 - (2) 得意先の要求する禁止化学物質を正しく管理し、製造を行います。
3. 廃棄物処理法、化学物質管理促進法(PRTR法)などの法規制を順守します。

欧州化学物質庁(ECHA)公表のREACH規則高懸念物質(SVHC)の含有調査表

山下マテリアル株式会社 行

山下マテリアル株式会社
環境委員会ISO事務局

1. 弊社に納入する製品(又は調査対象製品)に対して、付表1「REACH規則における高懸念物質(SVHC)リスト[物質]」の含有の有無についてお答えください。

(「含有の有無」欄のセルからプルダウンで無し、又は有りのどちらかを選択してください)

No.	製品名又は型名	含有の有無
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

回答日	
貴社名	
貴部署名	
作成者名	印
電話番号	
E-mail	

尚、調査をお願いしている製品名(又は品番)以外で、弊社へ納入している製品が有りましたら上表の「製品名又は品番」欄に追加記入の上、お答えください。

2. 上記、又は下記の「含有の有無」欄において含有有りの製品がありましたら、下記表の①から④項の項目欄の質問にお答えください。

No.	①別紙の高懸念物質を使用・含有している製品名又は型名	② 含有している物質名及びCAS番号		③ 含有している均質部位(部材)名	④ 均質部位(部材)に対する含有率	備考
		物質名	CASNo.			

注 同一製品に複数の化学物質が含有している場合は、行を変えて記入をお願いします。(行が足りない場合は行を追加してください)

山下マテリアル株式会社 御中

山下マテリアル株式会社 環境委員会 ISO事務局

REACH 規則の高懸念物質の不使用証明書

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	印
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名(図番号) : _____

貴社への納入品において、付表 1 (物質) の REACH 規則の高懸念物質を含んでいない事を証明します。

Certificate of Compliance to RoHS Directive

RoHS 指令 適合証明書

Our company hereby warrants that the hazardous substances controlled by the RoHS Directive does not contain intentionally for the applicable product of following 1 supplied to your company.

弊社は貴社に供給する下記 1 に記載の製品に、RoHS 指令にもとづく含有禁止物質が意図的に含有されていないことを保証します。

1. Applicable Products / 対象製品

No.	Products Name	Products Model No.	Your Item No.
			—

2. Hazardous Substances Controlled by the RoHS Directive(2011/65/EU)

RoHS 指令(2011/65/EU)にもとづく含有禁止物質

- (1) Cadmium and its compounds (Cd) / カドミウム及びその化合物
- (2) Hexavalent chromium compounds (Cr6+) / 六価クロム化合物
- (3) Lead and its compounds (Pb) / 鉛及びその化合物
- (4) Mercury and its compounds (Hg) / 水銀及びその化合物
- (5) Polybrominated biphenyls (PBBs) / ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)
- (6) Polybrominated diphenylethers (PBDEs) / ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)

Yuuichiroh Fujiya

Environmental Management Representative

Yamashita Materials Corporation.

1-44-12, Komatsubara, Zama-shi, Kanagawa, 252-0002, Japan